

京都府環境を守り育てる条例施行規則改正に係る主なスケジュール

平成24年

9月5日 環境審議会環境管理部会において答申（中間案）の審議

10月上旬～  
（1ヶ月程度） 答申（中間案）に対するパブリックコメント実施  
及び 市町村等行政機関への意見照会

事務局において答申（案）の作成

11月中旬 環境審議会環境管理部会において答申（案）の審議

12月中旬 府議会常任委員会へ答申（案）に係る審議結果を報告

平成25年

1月頃 知事決裁を経て成案、告示、施行